

介護福祉士実習指導者講習会

日程 4日間

平成 19 年 12 月、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、介護福祉士養成カリキュラムが大きく変更されました。

その中で実習施設については、① 利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、他職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた「実習施設・事業等(I)」、② 一つの施設・事業所等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた「実習施設・事業等(II)」の2つに区分されます。

実習指導者の資格についても、実習施設・事業等(II)では、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者とし、実習施設・事業等(II)では、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、厚生労働大臣が別に定める研修課程を修了した者となります。

実習施設において実習指導者となる皆様のご参加をお待ちしております。

日程/時間	第1回	第2回
1日目 9:00~17:30	9月7日(金)	平成31年1月9日(水)
2日目 9:00~16:30	9月14日(金)	1月16日(水)
3日目 9:00~17:20	9月19日(水)	1月23日(水)
4日目 9:00~16:00	9月28日(金)	1月30日(水)
申込受付締切日	8月17日(金)	12月26日(水)

【受講料】 20,000円 (税込/テキスト代含)

【定員】 40名 ※定員になり次第申込受付は終了します。

実習施設の要件

◆介護実習Ⅰ

介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす施設又は事業であって、介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者が実習指導者であることとする。

◆介護実習Ⅱ

- 1) 介護福祉士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの(以下「実習指導者講習会」という)を修了した者が実習指導者であること。
- 2) 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員(常勤の介護職員とする)の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。
- 3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
- 4) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。
- 5) 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

平成 30 年度
介護福祉士実習指導者 受講申込書

申込日 平成 年 月 日

申込研修	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回		
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
住 所	〒 - <small>マンション名等・号棟・部屋番号等は正確にご記入下さい</small>		
電話番号	自 宅 ()	携 帯 ()	
資格種別 取得時期	介護福祉士・訪問介護員養成基礎研修 訪問介護員 1 級・訪問介護員 2 級・ 訪問介護員 3 級・初任者研修		昭和・平成 年 月 ※資格証のコピーを必ず提出して下さい
本校卒業生の場合はご記入下さい		平成 年卒業 (第 期)	
車通学希望	<input type="checkbox"/> は い <input type="checkbox"/> いいえ		駐車場に限りがある為、お断りする場合もありますので予めご了承願います。
勤 務 先	名 称		
	住 所	〒 -	
	電 話	()	FAX ()
職 歴	施設・事業所名称		業 務 内 容
			期 間
			～
			～
			～
介護業務実務年数合計 (要 3 年以上)		通 算 年 月	
受 講 料 振 込 日	平成 年 月 日 ()		
振 込 人 名 義	フリガナ (本人名義以外の場合は必ずご記入下さい)		

本受講申込書を FAX または郵送後、10 日以内に受講料をお振込み下さい。

社会福祉法人元気村 関東福祉専門学校

〒365-0032 埼玉県鴻巣市中央 23 番 10 号

FAX : 048-542-4000